

福島県ニホンジカ管理計画  
(第3期)

(策定：令和8年3月)

福島県

1	計画策定の背景	1
(1)	背景	1
(2)	シカの特徴	1
2	目的	2
3	管理すべき鳥獣の種類	2
4	計画の期間	2
5	管理が行われる区域	2
6	計画改定の理由	2
7	現状	3
(1)	生息状況	3
(2)	捕獲状況	5
(3)	被害及びこれまでの対応状況	6
(4)	狩猟者の状況	9
8	前期（第2期）計画の評価と課題	10
(1)	前期計画の期間	10
(2)	前期計画の目標	10
(3)	前期計画の評価	10
(4)	課題	12
9	管理の目標	13
(1)	捕獲の目標	13
(2)	生息密度に係る目標	13
(3)	分布域に係る目標	14
(4)	農林業被害に係る目標	14
(5)	自然環境への被害に係る目標	14
(6)	地域ごとの目標	15
10	目標を達成するための施策の基本的考え方	19
(1)	リスクマネジメントに基づく予防的管理の実施	19
(2)	生息密度に応じた管理	20
(3)	分野横断的広域連携	21
11	目標達成のための施策	21
(1)	個体管理（捕獲）	21
(2)	被害防除	22
(3)	生息環境管理	22
(4)	人材の確保、育成	22
(5)	情報管理	24
12	その他	28
(1)	計画の実施体制	28
(2)	県民及び狩猟者への普及啓発	28
(3)	放射性物質のモニタリング	29

## 1 計画策定の背景

### (1) 背景

近年、ニホンジカ (*Cervus nippon*) (以下「シカ」という。)の生息数が急速に増加し、生息域が拡大していることから、自然生態系に強い影響をもたらし、農林水産業及び生活環境にも深刻な被害を及ぼしている。そのため、捕獲を中心とした積極的な個体群の管理が不可欠となっている。環境省と農林水産省では、平成25年12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」をとりまとめ、「ニホンジカの個体数を10年後(令和5年度)までに半減」することを当面の捕獲目標としたが、半減目標達成が困難な状況となったことを踏まえ、両省は令和5年9月、半減目標の期限を令和10年度まで5年間延長することを決定した。

環境省の調査によれば、令和4年度末の全国のシカの推定個体数は中央値246万頭であり、半減目標の基準となる平成23年度の233万頭と比較しても依然として高い水準にあることから、引き続き捕獲強化を進めていく必要がある。

福島県内のシカについては、近年、尾瀬への侵入・被害に留まらず、会津地方全域や中通り地方まで生息域が拡大し、拡散抑制に寄与している東北自動車道の東側の地域でも捕獲されるなど、分布の拡大が懸念されている。

農林業被害については、会津地方を中心に中通り地方でも確認されており、今後、対策が進んでいない地域を中心に拡大していくことが懸念される。

また、積雪等による環境もシカの生息に大きな影響を与える要因であり、温暖化による降雪不足などで、生息数及び生息域が拡大していくこと危惧される。

シカの個体数が増加し分布域が拡大することで、シカによる自然植生への採食圧が増大し、希少植物の消失や減少、林床植生の退行、樹木の枯死、斜面の崩落など生物多様性が大きく失われることが懸念される。

### (2) シカの特徴

#### ① 生態的特徴

「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル(ニホンジカ編)環境省」によれば、シカの分布域は森林率40~70%の低山地域に集中するとされる。クヌギ・コナラ林やアカマツ林、スギ・ヒノキ造林地や里山など、明るい開けた森林に生息し、その食性は可塑性に富む。アセビ、トベラ、ナギなどの特定種を除くほとんどの植物種を食べ、餌が少なくなる冬期にはササやスゲなどのイネ科草本や落葉に依存する。

シカは集団性が強く「群れ」をつくって生活する。オスとメスは、通常、別々の群れをつくる。その生息密度は、積雪を避けて集合する越冬地などでは100頭/km<sup>2</sup>以上に達することがある。生息密度が高まると深刻な農林業被害を引き起こすとともに、生態系にも強いインパクトを与える。また、シカは1産1子で、毎年5~7月に子供を産む。栄養条件がよい個体は1歳から繁殖を開始し、2歳以降はほぼ毎年繰り返す。また、小面積の伐採や牧草地の造成などの環境改変を行うことにより、下層植生が増えることから個体数増加の引き金となる。

#### ② 生態系への強い影響

関東以西の西日本地域や北海道では、増加したシカが口の届く範囲の植物を食べ尽くし、自然植生の食害(生態系への害)を引き起こして大きな問題となっている。

はじめは高密度になったシカの食圧によって下層植物が急速に減少する。それにより、高山植生、湿原植生、火山植生等、観光資源としても価値のある希少植物群落も消滅していき、しだいにシカによる樹皮剥ぎや稚幼樹の消失が発生し、森林が衰退していく。(一次的な影響)。また、下層植物が失われた地表面には雨滴が直接あたるので、森林生態系の基盤である土壌が流出してしまう。下層植物を失った森林では急斜面から崩落を始め、山麓への土砂災害の危険性が高まる。その結果、近年の頻発する豪雨等も加わると土砂災害が激甚化する(二次的な影響)。また、生物多様性の劣化した森林では、食物を失った各種野生動物が餌を求めて大きく移動し、農耕地へ出没して農林業被害や生活環境被害の増加につながっていく(三次的な影響)。

本県では、今のところ一部地域で問題が顕在化している段階であるが、生態系への大きな影響が発生する前に、早急な対策・対応が必要である。

## 2 目的

福島県内ではシカの生息数、生息密度の増加や生息域の拡大する急増期に入っている。農業被害や生活環境及び森林生態系への被害が高密度地域を中心に確認されているが、今後は更なる被害の拡大が懸念される。そのため、地域ごとの生息密度に応じたシカ対策を実施し、生息密度の低減、被害軽減及び生息域の拡大を防止する必要がある。

本県においては、シカを第二種特定鳥獣として区分し、個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じ、計画的な管理により、シカの生息密度を低減させ、その影響をできるかぎり小さく抑制的に維持することを目的とする。

## 3 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

## 4 計画の期間

令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日 (5年)

(各年度に実施した対策の効果を検証し、適宜計画の見直しを図る。)

## 5 管理が行われる区域

福島県全域

## 6 計画改定の理由

令和2年度に第2期計画(令和3年4月1日~令和8年3月31日(5年))を策定し、「個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じ、計画的な管理により、シカの生息密度を低減させ、その影響をできるかぎり小さく抑制的に維持すること」を目的に、対策を進めてきたところである。

しかし、直近の5年間に於いて第2期計画の目標捕獲頭数を達成しているにも関わらず、重点管理エリアに位置付けている南会津地域に隣接する市町村でシカの捕獲数が増加しており、生息域が拡大している。そのため、専門家の助言を得ながら、これまでの捕獲情報や生息情報、被害額の推移等を分析・検証した上で計画を改定し、シカの被害軽減に取り組むこととした。

## 7 現状

### (1) 生息状況

県内のシカの生息域は、昭和 53 年では確認できないが、平成 26 年になると県の西側で南から北に拡大していることがわかる（図 1）。

また、県内の生息密度の推移をみると、平成 26 年から令和元年にかけて会津北部及び県南方向に生息メッシュが拡大している。さらに令和元年から令和 6 年にかけて、会津北部全体に満遍なく拡大し、また南会津地方と会津中部では生息密度が増加相に入っていることが分かる（資料 1）。

現在、県内のシカは会津地方のほぼ全域と、東北自動車道を境とした中通り地方に生息し、概ね東北自動車道の西側の地方に生息しているが、県南地域では東北自動車道を越えて生息範囲を拡大しており、浜通り地方でもシカの見撃の報告がされている。

また、令和元年度より森林内を一定距離踏査し、踏査線上にある糞塊数を記録する糞塊密度調査を県内 80 地点で実施し、さらに、福島県、茨城県及び栃木県の 3 県にまたがる八溝山とその周辺地域のシカ対策のために設立した「福島茨城栃木連携捕獲協議会」による糞塊密度調査が実施された（調査期間：10 月頃）。令和 6 年度の調査結果では、合計 98 地点の 10 粒以上の総糞塊密度の平均値は 2.4 糞塊/k m であるが、地域別でみると、地域の最多の 10 粒以上の総糞塊密度は南会津で 33.25 糞塊/k m であった（図 2、図 3、資料 2）。

#### ※糞塊密度

シカの糞を確認した際は、1 回の脱糞で排泄されたと判断できる糞粒の集まりを 1 糞塊としてカウントし、糞の新鮮度を新（表面が平滑でつやがあり退色がないもの）、中（新と旧の中間状態のもの）、旧（崩壊が始まり、形状が変化しているもの）の 3 段階に区分して、それぞれ 10 粒以上と 10 粒未満に分類して記録。

県内のシカ個体数推定に当たっては、糞塊密度、ボイストラップ調査や区画法調査等の結果を密度指標とし、環境省個体数推定の推定方法に沿ったハーベストベースドモデルとの状態空間モデルを階層ベイズモデルで構築した。

その結果、令和 6 年度秋時点の推定個体数は中央値 11,672 (95%信頼区間:7,723~18,693) 頭、自然増加率の加重平均は 1.32 と推定された（図 4）。

#### ※加重平均

本県は県土が広く、多雪地域を有しているなど地域によって生息環境が大きく異なるため、地域やメッシュ単位で自然増加率の変動が大きい。そのため、メッシュ単位の推定値の中央値から令和 6 年度の個体数で重み付けし加重平均を算出した。

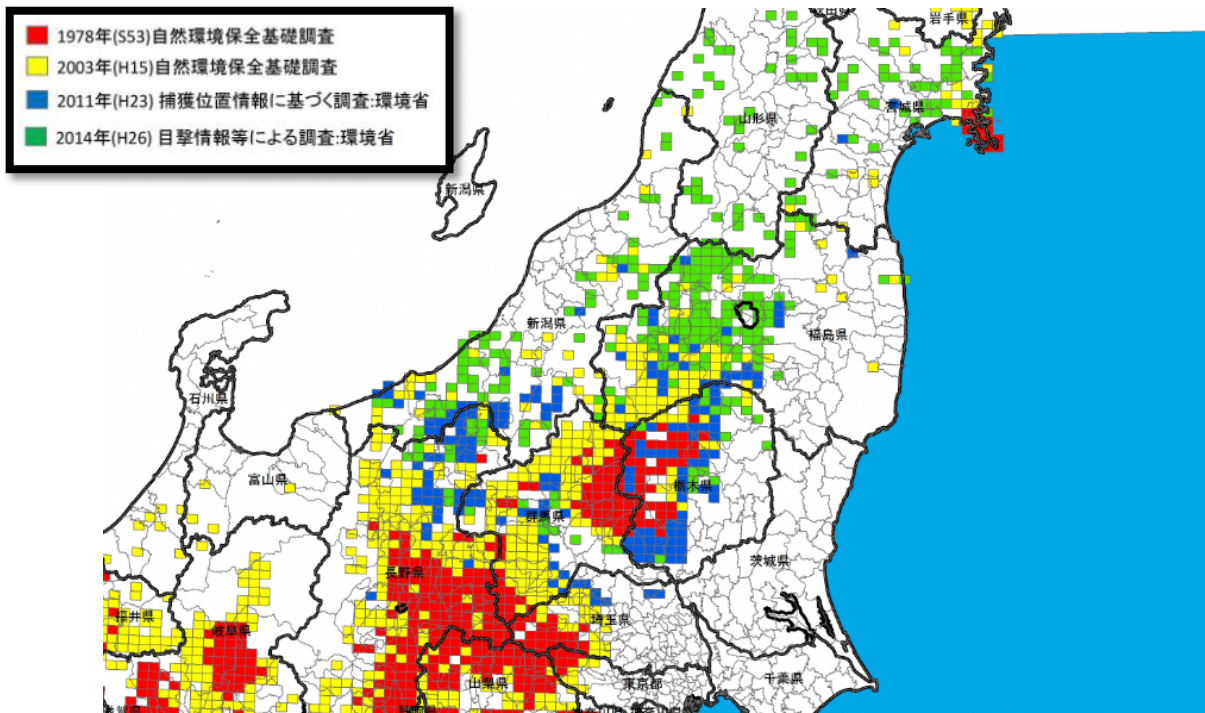


図1 福島県及び周辺県におけるシカの生息分布拡大状況 (S53～H26 : 5 kmメッシュ)

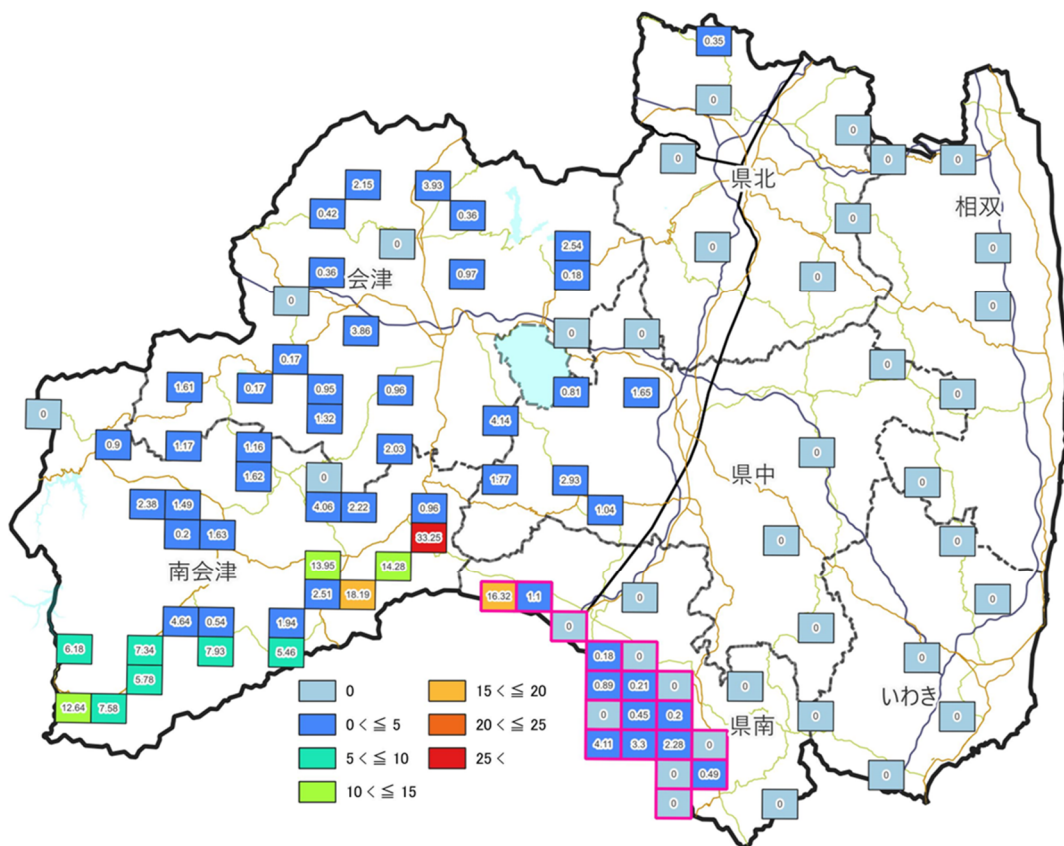


図2 糞塊密度の分布 (10粒以上総糞塊密度 令和6年度福島県調査、令和6年度福島茨城栃木連携捕獲協議会調査)

出典：令和6年度イノシシ・ニホンジカ生息状況調査等業務報告書

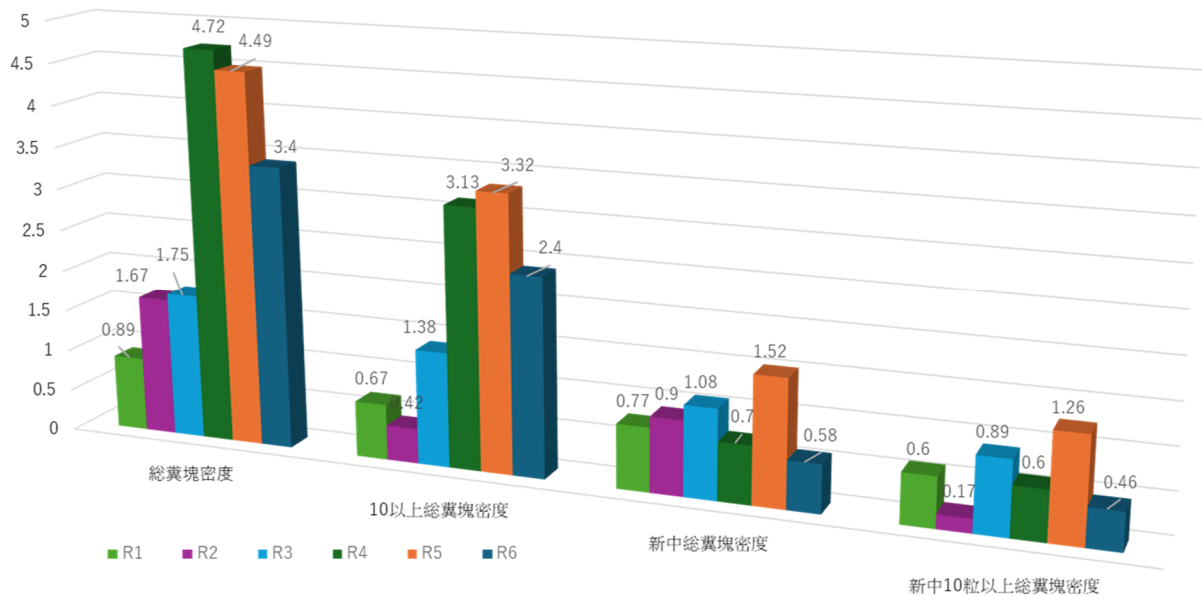


図3 地域別糞塊密度調査結果（令和6年度福島県調査、令和6年度福島茨城栃木連携捕獲協議会調査）

出典：令和6年度イノシシ・ニホンジカ生息状況調査等業務報告書

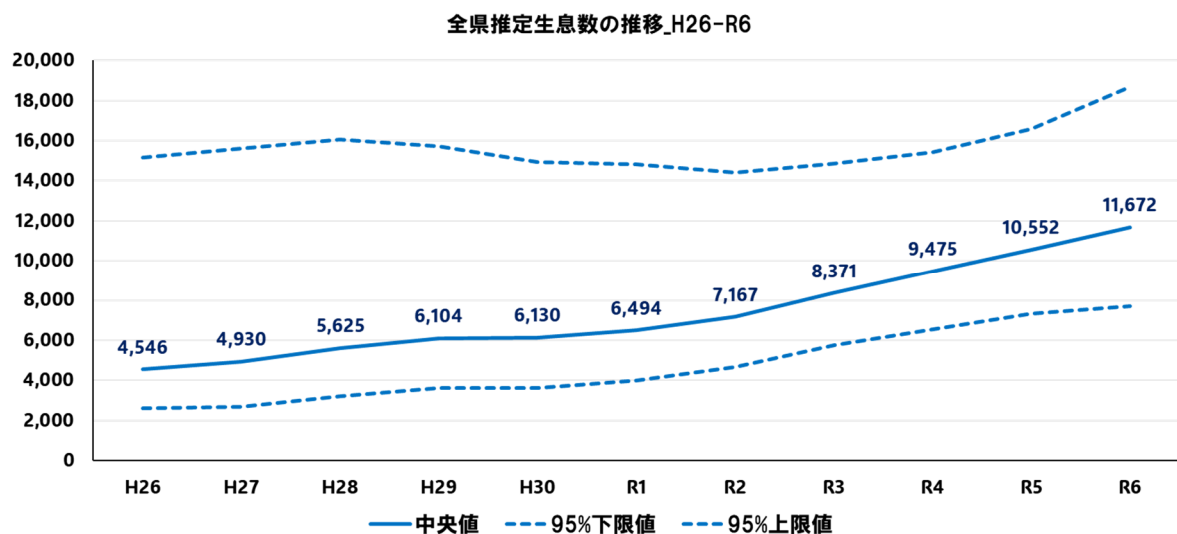


図4 推定個体数の推移（令和7年度イノシシ・ニホンジカ生息状況調査）

## (2) 捕獲状況

シカの捕獲数は増加傾向にあり、指定管理鳥獣捕獲等事業が追加された平成28年度からは捕獲数が増加した。また、平成29年以降は第1期及び第2期管理計画の目標捕獲頭数を上回る頭数を捕獲している。特に令和2、3年度においては重点管理エリア（南会津地域）で集中的に捕獲圧を掛けたことにより捕獲数が大きく増加したが、令和4、5年度では捕獲圧から避けるよう（忌避行動）に重点管理エリアで捕獲数が減少し、隣接する地域で増加が見られた。また、令和6年度は例年を上回るペースで捕獲が進んだが、これは12月以降に例年を上回る大雪により、季節移動ができなかった個体や大雪により奥山から追いやられた個体が捕獲エリアへ侵入してきたことで銃猟による捕獲が大きく増加したことが要因と考えられる。

(表1)

今後は生息密度を低減するため、捕獲圧の強化を図らなければならないが、狩猟者の高齢化・担い手不足や放射性物質の問題によるシカの出荷制限により捕獲頭数を大きく増加させることは難しい。

表1 捕獲数の推移

(単位：頭)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
狩 猟	53	60	50	45	159	228	104	151	220	314	360	126	259	271	151
有 害	15	1	27	23	12	35	28	40	61	134	216	142	200	85	135
指定管理													248	606	719
計	68	61	77	68	171	263	132	191	281	448	576	268	707	962	1,005
県北	4	—	—	—	—	—	1	—	—	3	—	—	—	4	6
県中	—	—	—	—	—	—	4	8	8	17	33	25	68	67	94
県南	1	1	1	3	4	13	12	11	11	34	25	19	69	123	129
会津	9	7	1	1	1	2	6	18	29	38	59	13	75	79	33
南会津	54	53	75	64	166	248	109	154	233	355	459	211	495	688	743
相双	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
いわき	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
狩 猟	120	364	429	237	166	420
有 害	245	689	644	401	493	784
指定管理	700	1,300	1,300	1,198	1,260	2,268
計	1,065	2,353	2,373	1,836	1,919	3,472
県北	2	3	5	20	9	23
県中	92	153	241	284	278	374
県南	148	202	165	177	245	459
会津	44	86	235	209	195	659
南会津	779	1,909	1,727	1,144	1,191	1,955
相双	—	—	—	2	1	1
いわき	—	—	—	—	—	1
(田代山地域)		—	—	(0)	(7)	(2)

※田代山地域の捕獲事業及び環境省が尾瀬国立公園内で実施する捕獲事業の実績を除く

### (3) 被害及びこれまでの対応状況

#### ① 自然環境への被害及び対応状況

##### ア 尾瀬国立公園

檜枝岐村及び南会津町、栃木県日光市、群馬県片品村並びに新潟県魚沼市の4県2市1町2村にまたがる尾瀬国立公園は、高層湿原を主体とする湿原としては日本最大であり、湿原特有の動植物に恵まれた貴重な自然環境を持ち、平成17年にラムサール条約登録湿地に指定されるなど、その環境は厳正に保護されている。



しかし、近年シカが侵入し、湿原植生の踏み付けや掘り返し、希少な植物等への食害を起し、サワグルミ等の広葉樹への被害やミズバショウやニッコウキスゲ等の湿原植物への被害も発生するなど、尾瀬の原生的な生態系に多大な影響を及ぼしている。このため、国と4県、市町村及び関係団体等で構成する「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会」を設置し、関係機関・団体が広域的に連携し、植生保護や捕獲、GPSによる行動圏調査を連携して実施している。

また、福島県としても、県、地元町村、猟友会等の関係者が「南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会」を設置し、積極的なシカの捕獲やニッコウキスゲの食害防止のためのシカ柵の設置等の被害軽減対策を連携して実施している。

#### イ 磐梯朝日国立公園

磐梯朝日国立公園は、1950年（昭和25年）に指定された、福島、山形、新潟の3県にまたがる、面積1,864平方キロメートル、わが国3番目の面積を誇る国立公園である。出羽三山・朝日連峰、飯豊連峰、磐梯山・吾妻山・安達太良山、猪苗代湖などの山々と多彩な湖沼と森が織りなす雄大かつ変化に富んだ自然豊かな美しい景観を持ち、公園内には手つかずのブナの原生林やヒメサユリ等の植生が広がっている。

また、公園内にある雄国沼湿原は全国有数のニッコウキスゲの株数密度を有する湿地であるが、近年ニッコウキスゲを始め、シカによる植生等への被害が発生していることから、環境省では令和5年度からニッコウキスゲ等の植生保護に向けたセンサーカメラ調査、食害状況調査及び湿原植生調査を実施している。

調査結果からシカの移入は初期段階ではなく、増加相への移行段階にあることが示唆されており、食痕密度が急激に高まっていることから、今後ニッコウキスゲを中心とした植生被害が加速的に進行していく可能性があるため、関係機関と連携して今後の対策を検討している。

#### ウ 駒止湿原

南会津町と昭和村にまたがる国天然記念物の駒止湿原では、数年前からシカが確認され、植生被害が発生している。駒止湿原では2010年の調査（塘2014）で成獣オスが初確認され、2014年には成獣メスの移入も確認されている。2013年頃からはニッコウキスゲの食害が確認されており、2015年から「駒止湿原保護協議会」が実施主体となってモニタリング調査を実施している。

また、「駒止湿原」保存管理計画策定専門委員会を設置し、モニタリング調査や防鹿柵設置効果の検証を行っており、開花率が目に見えて確認できる程度まで植生が回復していることから、被害防止対策の効果が現れている。

#### エ 八溝山

八溝山を中心とする福島県、茨城県及び栃木県の三県境地域は、古くから「八溝材」、「奥久慈材」として知られたスギ・ヒノキの産地であるとともに、ブナ・ケヤキ・ミズナラ等を中心とした天然林も分布し、これまでシカの生息・被害は確認されていなかった。

しかし、福島県では、棚倉町などの茨城・栃木県境付近でシカが目撃されるようになって

ているほか、栃木県では、県西部を中心としたシカの生息域が、近年、県北東部に拡大しつつある。また、茨城県では、1920年代の大正末期以降、シカの生息が確認されていなかったが、2017年、2018年と連続して、県境の八溝山頂付近において、センサーカメラにより撮影されている。

三県境地域は冬期においても積雪が少なく、シカの餌となる植物が豊富であることから、シカが定着した場合、農林業被害が危惧されるだけでなく、天然林等も含めた自然植生が被害を受ける可能性がある。

このため、福島県、茨城県及び栃木県は、三県境地域におけるシカ対策を連携して推進するため、「福島茨城栃木連携捕獲協議会」を設立し、生息状況調査や行動圏調査を実施している。

## ② 農林業被害及び対応状況

### ア 農業被害

シカによる農業被害は、会津地方を中心に生じており、減少傾向にある（表2、表3）。主たる被害としては、水稻や畑作物の食害が挙げられる。

このような被害に対応するため、会津地方を中心に有害捕獲とともに、電気柵、防鹿ネット等の設置による被害防止対策が進んでいる。

### イ 林業被害

シカによる林業被害は、収益等に影響が出るほど被害が顕在化していないが、国有林や民有林において、食害及び樹皮剥ぎといった軽微な被害が確認されている。

表2 獣類別農業被害額

獣類名	被害金額（千円）			
	令和6年度	割合	令和5年度	割合
イノシシ	57,399	56%	58,696	55%
サル	23,733	23%	22,027	21%
ハクビシン	12,188	12%	9,271	9%
クマ	3,426	3%	7,236	7%
<b>シカ</b>	<b>4,254</b>	<b>4%</b>	<b>5,087</b>	<b>5%</b>
その他	1,727	2%	4,228	4%
合計	102,727		106,545	

出典：農林水産部環境保全農業課資料

表3 地方別農業被害額

獣類名	被害金額（千円）					
	会津地方		中通り地方		浜通り地方	
	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
イノシシ	7,897	17,070	42,821	36,739	6,681	4,887
サル	6,052	11,102	15,703	10,419	1,978	506
ハクビシン	2,643	250	9,431	8,998	114	23
クマ	1,456	5,685	1,970	1,551	0	0
<b>シカ</b>	<b>2,905</b>	<b>3,644</b>	<b>1,349</b>	<b>1,443</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
その他	518	1,782	285	1,275	924	1,171
合計	21,471	39,533	71,559	60,425	9,697	6,587

※被害金額は四捨五入しているため、合計値は一致しない場合がある。

出典：農林水産部環境保全農業課資料

#### （4）狩猟者の状況

対策を行う狩猟者は年々減少し、年齢構成を見ると高齢化が進行しており、平成10年度時点で約35%であった60歳以上の占める割合が、平成25年度では70%に達し、以降ほぼ横ばいの状況が続いており、うち80歳以上の割合は微増傾向にある。一方で、近年は若手狩猟者確保に向けた対策の効果もあり、39歳以下の割合がゆるやかな増加傾向にある（図5、資料3）。

また、狩猟免許の種類別に狩猟者登録件数の推移を見ると、銃猟の免許については減少傾向にあるものの、わな猟の免許については増加傾向にある（資料3）。これは農業被害対策としてわな猟を実施する人が増えていることなどが要因と考えられる。

新たな若い世代の狩猟への参入がなければ、実質的な捕獲の実行機能は失われる恐れがあり、シカ管理ばかりでなく鳥獣行政全体の深刻な課題となっている。

県内のシカの生息域は、近年その生息数が急激に増加しており、シカ捕獲の経験を持つ狩猟者が少ないことも課題である。

そのため、狩猟者確保と併せて、シカ捕獲の技術向上や被害の識別などのシカに関する知識を身につける研修会等を実施することで、管理区域の実情に応じた体制づくりを推進する。

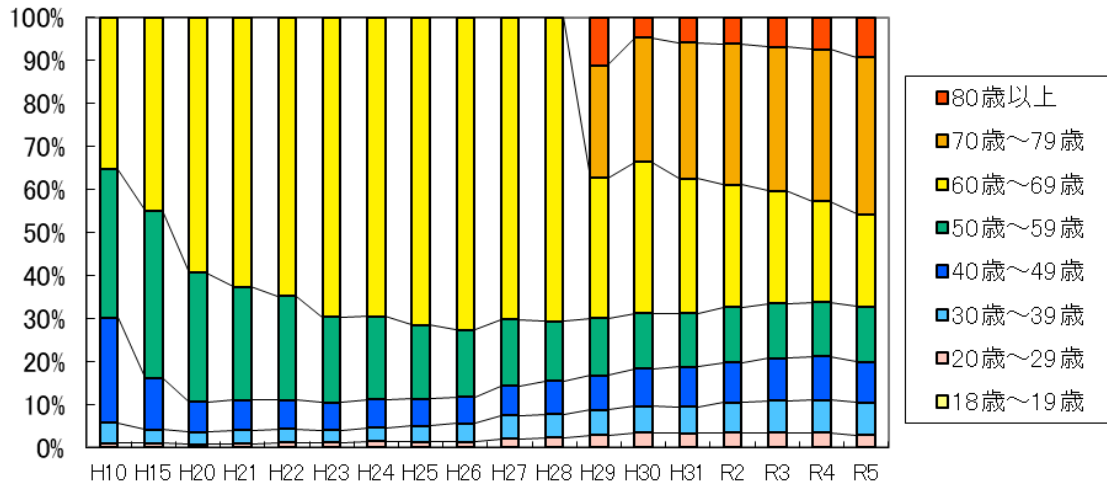


図5 年代別狩猟免許所持者の割合の推移

※平成27年度より網・わな免許の取得年齢引き下げにより18～19歳の区分が追加。  
平成29年度より60歳以上を60～69歳、70～79歳、80歳以上の3区分に分割

## 8 前期（第2期）計画の評価と課題

### (1) 前期計画の期間

前期（第2期）計画 令和3年4月1日から令和8年3月31日

### (2) 前期計画の目標

前期計画における施策の基本的な考え方としては、「リスクマネジメントに基づく予防的管理の実施」、「生息密度に応じた管理」、「分野横断的広域連携」の対策を組み合わせ、シカ管理を進め、生物多様性に強い影響をもたらすシカを、将来にわたり持続的に低密度で維持し、自然植生への影響をできるだけ小さく抑制し、同時に農林業被害の抑制に取り組んできたところである。

### (3) 前期計画の評価

#### ① 個体数の低減

前期計画において、県内に生息するシカの個体数管理を図るための捕獲目標を定め、捕獲を推進した。前期計画では、シカは地域的な生息密度の変動が激しい動物であり、福島県では、生息数や生息密度の指標となるデータが不足していることから、平成26年度の生息数を2,000頭と設定し、環境省の示す自然増加率を用いた推定により、令和2年度の本県のシカの個体数は3,100頭と試算された。

将来の生息数については、国の掲げる方針を考慮し、平成26年度の生息数から半減させるものとして設定し、3,100頭から1,000頭まで当該計画期間内に減少させる目標とした。

そして、そこまで減らすために年1,400頭以上の捕獲を5ヶ年継続することが必要になるとの試算に基づいて捕獲を実施したところ、指定管理事業、有害捕獲などの許可捕獲、狩猟を合わせた総捕獲頭数は、令和2年度2,353頭、令和3年度2,373頭、令和4年度1,836頭、令和5年度1,919頭、令和6年度3,472頭と毎年、目標捕獲頭数を上回る実績を上げることができた。しかし、捕獲目標は達成できたものの、この間の生息数の増加は抑制できていな

いことから、これまでの密度指標調査の結果をもとに改めて生息数を推定し、新たな目標捕獲数を設定することが必要である。

## ② 農林業被害の低減

### ア 農業被害

令和元年度の農作物被害金額 9,006 千円から被害の低減を図ることを目標に、被害が発生している会津地方を中心に、有害捕獲や防護柵の設置などの被害防止対策を実施した結果、農作物被害金額は、令和3年度をピークに減少に転じている。しかし、近年、県中・県南地域での生息域拡大が確認されており、被害増加が懸念される（表2、表3、資料4）。

### イ 林業被害

林業被害について目立った被害はないが、シカが増加することで食害が発生し、林床植生の減少や樹木の衰退による土砂崩落が懸念されることから、実態を把握し、被害が発生しないように取り組むこととした。

シカによる林業被害は、収益等に影響が出るほど被害が顕在化していないが、国有林や民有林において、苗木等の食害及び造林木であるスギやカラマツなどの樹皮剥ぎ被害といった軽微な被害が確認されており、会津地方や一部の中通り地方で発生している。

現在は顕著な林業被害はないが、個体数がこれまで以上に増加すれば、林業被害が増大することが考えられる（資料4）。

## ③ 捕獲状況

現在、制度上の捕獲の区分としては、狩猟、許可捕獲（有害捕獲）、指定管理鳥獣捕獲等事業がある。このうち指定管理鳥獣捕獲等事業は捕獲の強化の必要な対象種を国が定め、認定された捕獲等事業者に委託して捕獲を推進する制度である。県では平成28年度より指定管理鳥獣捕獲等事業を導入し、捕獲の強化を進めてきた。

図6はシカの捕獲実績に関する総数と捕獲制度の区分ごとの内訳を示したものである。シカの捕獲総数は指定管理鳥獣捕獲等事業を導入した平成28年度から大きく増加し、令和6年度は過去最大の捕獲頭数であった。

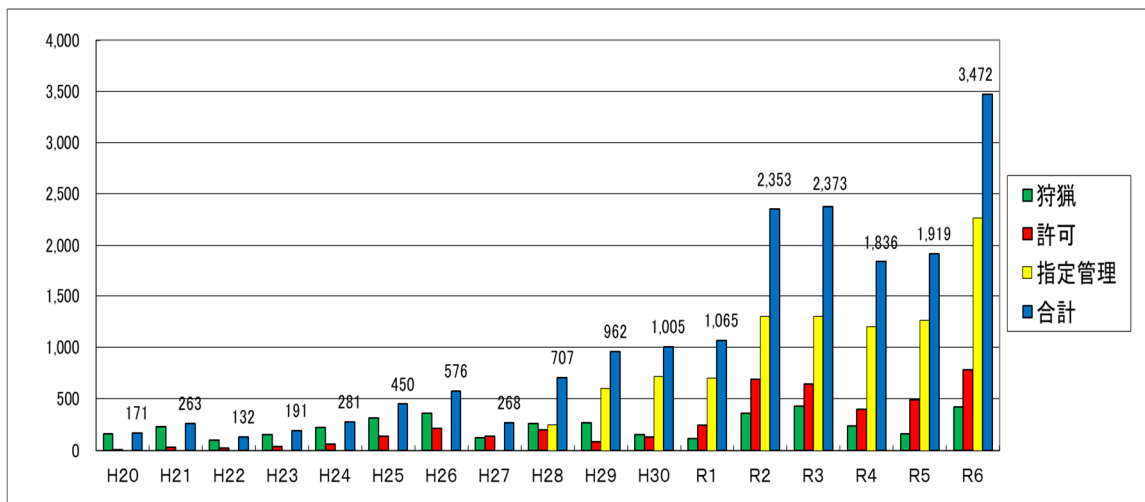


図6 本県におけるシカ総捕獲数及び捕獲区分ごとの年次推移（H20-R6）

#### (4) 課題

##### ① 生息数推定と目標捕獲頭数の見直し

前期計画における捕獲目標は達成できたものの、生息数の増加は抑制できていないことから、これまでの密度指標調査の結果をもとに改めて生息数の推定を行い、新たな目標捕獲数を設定し、捕獲圧の強化を図る必要がある。

##### ② 捕獲情報のデータの収集・改善

捕獲情報の分布から、捕獲を強化すべき地域を特定して、計画性を持った捕獲を実施する必要があり、令和2年度から出猟カレンダーの収集を行っているが、捕獲効率（捕獲努力量）に関する情報が不足しており、データ精度の改善が課題となっている。

##### ③ 地域ごとの対策

本県のシカについては、これまで管理エリアごとの目標に応じて積極的な捕獲の実施等により対策を講じてきた。捕獲に関しては、第2期計画の策定から最大限捕獲してきたところであり、これまで生息が多く確認されてきた南会津地域を中心に積極的な捕獲等を実施したことで、第2期管理計画で掲げた目標捕獲数は達成した。一方で想定を上回る県外からのシカ流入の増加及び繁殖力の高さにより、会津北部及び県南方向に生息拡大する結果となった。

また、広域的な移動をするシカは北東～東側へ生息域を拡大させており、個体数の低減及び生息域の更なる拡大を防止するために、管理エリアの再編を行い、生息密度の進行段階に応じた研修や捕獲技術の向上及び指定管理や有害捕獲による目的別に応じた捕獲の実施や管理が必要となる。

##### ④ 広域連携対策

本県のシカについては、南会津地域を中心とした会津地方に生息しており、県境域のシカは栃木県へ季節移動を行う個体が多く見受けられる。しかし、生息域の拡大に伴い、県内で越冬する個体が増加していると考えられることから、県内の移動ルート及び越冬地の把握を行い、集中的な捕獲圧の強化を実施する必要がある。

そのため、広域的な管理が必要となることから、県及び関係市町村が情報共有・連携を行いながら効率的な捕獲及び被害防除対策が求められる。また、近隣県に生息するシカは県北・県南地域への侵入が危ぶまれることから、隣接県との情報交換など連携が必要となる。

##### ⑤ 従事者の担い手不足及び市町村等の意識醸成

第2期計画の策定から最大限捕獲してきたところであるが、従事者の高齢化が進んでおり、担い手不足が懸念される。そのため、捕獲体制の維持・強化を図るためには、新規捕獲従事者の確保と従事者の技術向上が急務であり、環境に応じた役割分担、目的別に応じた捕獲や守るべき優先エリア（トリアージ）を検討する必要がある。

また、シカの農業被害について、シカによる被害と認識しておらず、被害額として計上されにくいという課題があり、行政や関係団体のみならず地域住民（農業者等）のシカ被害に対する認識を高める必要がある。

## 9 管理の目標

シカによる農林業被害や自然植生への影響は一般的には生息密度に依存し、生息密度が高いほど著しい被害が発生するとされている。生物多様性に強い影響をもたらすシカの被害防止対策については、「科学的な管理による低密度化」、「生態系への影響軽減」、「農林業・生活環境等への被害軽減」を目的に取り組んでいく。

現状に合わせて管理エリアを再編し、管理区域ごとに目標を定め、捕獲圧を強化し、生息頭数の低減を目指す密度管理を進める。

### (1) 捕獲の目標

個体数を管理するためには、現在のシカ生息数の把握が不可欠であるが、本県に生息するシカは、隣県などの越冬地へ季節移動を行うことが確認されており、地域的な生息密度の変動が激しい動物である。

県内のシカ個体数推定に当たっては、糞塊密度、ボイストラップ調査や区画法調査等の結果を密度指標とし、環境省個体数推定の推定方法に沿ったハーベストベースドモデルとの状態空間モデルを階層ベイズモデルで構築・推定を行い、11,672頭（令和6年度秋時点）との結果が得られる。まずは生息数、生息密度の増加や生息域の拡大する急増期に入っているシカを減少傾向に転じるまで捕獲を強化していく必要がある。そのため、令和6年度の捕獲実施後の生息数を基準にして、減少傾向に転じる年間捕獲数を試算すると、年間3,500頭以上の捕獲を要するとの結果が得られた（別紙1）。

### (2) 生息密度に係る目標

本県におけるシカの生息分布は拡大しており、生息域の拡大や生息密度の高まりに伴い、農業被害の顕在化や壮齢木の剥皮害等の増加が懸念される。

本県では令和6、7年度に実施した階層ベイズモデルにより、5kmメッシュ当たりの生息数(頭/km<sup>2</sup>)を算出し、管理区域ごとの目標を定めて生息密度の低減、維持を目指す(資料5)。

併せて、資料5で示したとおり、5kmメッシュをカテゴリー化し、捕獲ペースの維持を含め抑制対策を要する82メッシュ(C1～C3-2)について、継続して捕獲数及び生息密度の分析・評価を行っていき、低密度管理に向けた対策を検討していく(図7)。

また、農作物被害の軽減及び生活環境被害等の回避のため、被害防除と生息環境管理と個体数調整の総合的な対策について、GISによる空間解析等を活用し、生息数急増の背景をより詳細に明らかにしながら計画的かつ効果的に実施することを検討していく。

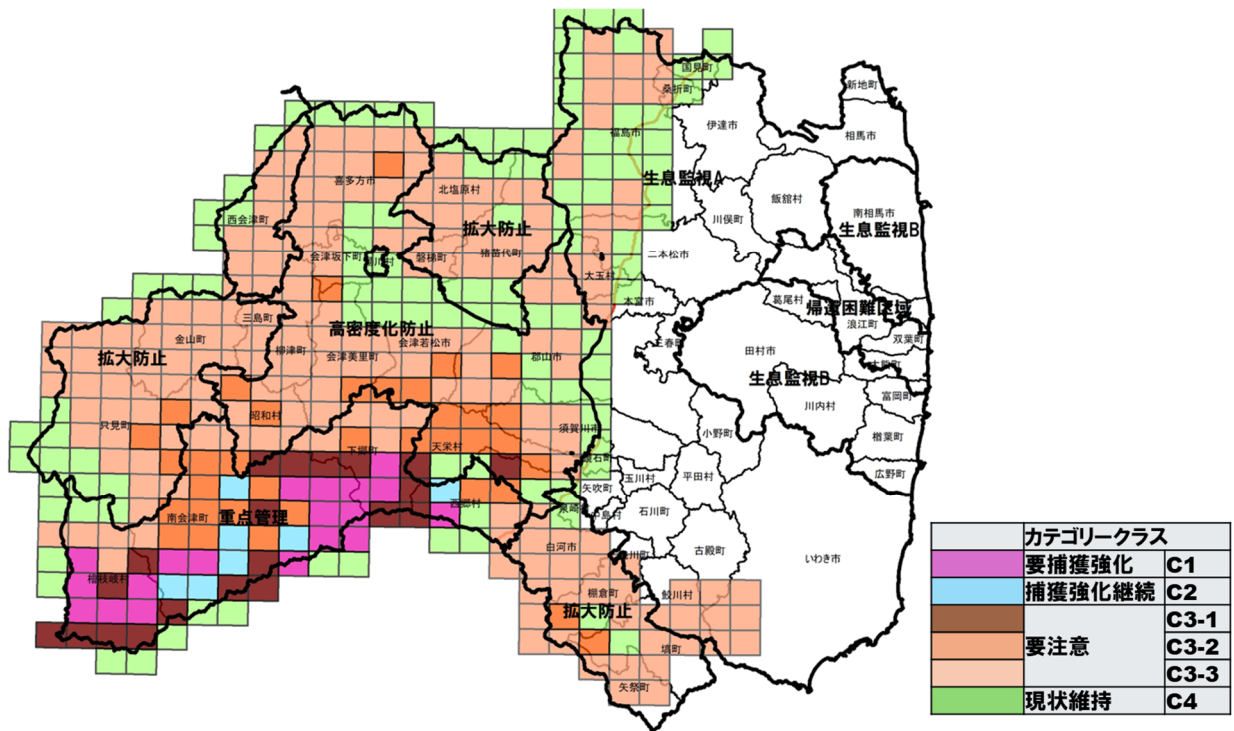


図7 対策評価指標を設定してカテゴリー別に分類した5 km メッシュ図

### (3) 分布域に係る目標

対策評価指標から捕獲圧の強化または生息数の抑制対策を講じる必要があるメッシュ数は82箇所である。シカの生息分布は拡大しており、生息域の拡大や生息密度の高まりが懸念されることから、上記の(2)の生息密度の低減と並行して、現状の生息分布からの拡大を抑制するように取り組んでいく。

### (4) 農林業被害に係る目標

#### ア 農業被害

会津地方に加え、近年生息域が拡大している県中・県南地方についても、捕獲や被害防除等の対策を推進し、令和12年度までに農業被害金額の減少(3,600千円以下)を目指す。ただし、年次変動が大きいため、単年度のみではなく、安定的に被害額を抑えられたかを判断指標とする。

#### イ 林業被害

シカによる林業被害は、収益等に影響が出るほど被害が顕在化していないが、シカが増加することで食害等が発生し、林床植生の減少や樹木の衰退による土砂崩落が懸念されることから、実態を把握し、被害が発生しないように予防策を実施する。

### (5) 自然環境への被害に係る目標

シカの個体数が増加し分布域が拡大することで、シカによる自然植生への食害が深刻化し、希少植物の消失や減少、林床植生の減少、樹木の枯死、斜面の崩落など生物多様性が大きく失われることが懸念される。令和6年度に南会津地域を中心に32メッシュで下層植生衰退度調査(SDR調査)を実施した。地域ごとに植生影響にばらつきがあり、一部の地域では他地



域に比べて明らかに下層植生の衰退が進んでいるため、改めて管理計画期間内に実施し被害状況を把握する。

#### (6) 地域ごとの目標

保護管理は、地域個体群ごとの保全の重要性と現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいが、県内のシカは周辺地域との移動個体群が生息しており、地域個体群ごとの管理は困難であることから、3種類の管理エリアに区分し、各エリアの目標に応じた施策を推進してきた。しかし、シカの増加・生息域の拡大に伴い、各市町村の実情に変化が生じていることから、新たに管理エリアを5種類に再編を行い、各エリアの目標に応じた施策を推進する（図8）。

#### ① 重点管理エリア

県内で最も高密度化が進行している地域であり、高密度状態が長期化することにより農林業被害や森林生態系への悪影響が顕在化し、積極的な捕獲による個体数管理が喫緊の課題となる地域である。個体群の長期にわたる安定的な維持に必要な広がりや環境の確保を図りつつ、中山間地域の農林業被害の減少に重点を置く。積極的な捕獲により生息密度の低減を図り、農林業被害の減少を目指す。

重点管理エリアは以下の4町村とする。

・下郷町 ・檜枝岐村 ・南会津町 ・西郷村

#### ② 高密度化防止エリア

従来の拡大防止エリアは、生息域の拡大及び高密度化の防止を図る区域として位置づけられていたが、「生息域拡大防止」と「高密度化防止」は当該地域の生息状況に隔たりがあるため優先的に取り組むべき手法が異なる。このため、管理区域の再編において従来の拡大防止エリアの位置づけを「拡大防止」と「高密度化防止」に分割し、分布拡大の前線部に見られる遅滞相地域を「拡大防止エリア」とし、高密度化が進行する地域を「高密度化防止エリア」とした。

高密度化防止エリアは、シカの分布拡大前線部（遅滞相）から繁殖の中心部（増加相）への過渡期にあると考えられ、今後高密度化が進行していくと予測される。生息地環境や新規移入個体の供給源となる高密度地域（重点管理エリア）との位置関係等により、加速度的に高密度化が生じる可能性が危惧され、局所的には既に高密度になっている箇所（山系または山域単位）もあると考えられることから、高密度化の進行初期では密度の濃淡が顕著に表れる。

局所的に高密度化している地域においては、積極的な捕獲による個体数管理を行い、人里や農地周辺においては有害捕獲による捕獲を行うなど、目的別に応じた捕獲を実施し、個体群の生息密度の低減を図りつつ、拡大防止の抑制及び農林業被害の減少を図る。

高密度化防止エリアは以下の10市町村とする。

・郡山市（東北自動車道以西） ・須賀川市（東北自動車道以西） ・天栄村  
・白河市（東北自動車道以西） ・喜多方市 ・会津若松市 ・会津坂下町  
・会津美里町 ・柳津町 ・昭和村

#### ③ 拡大防止エリア

拡大防止エリアはシカ分布域拡大の前線部にあたる遅滞相にあると考えられる。糞塊密度は

低いが目撃や捕獲情報が増加傾向にあり、中期的に個体数の増加が懸念される。

シカの生息域拡大を防止するため、このエリアを含む周辺地域及びシカが侵入する恐れのある地域でシカの分布域の縮減及び被害の拡大を止める。また、目的別による捕獲を実施し、低密度の生息状況を維持、農林業被害の未然防止又は減少を図る。

拡大防止エリアは以下の12市町村とする。

- ・白河市（東北自動車道以東）
- ・泉崎村
- ・棚倉町
- ・矢祭町
- ・塙町
- ・北塩原村
- ・猪苗代町
- ・磐梯町
- ・西会津町
- ・三島町
- ・金山町
- ・只見町

#### ④ 生息監視エリアA

生息監視エリアAはシカの移入初期にあり、オス個体の分散による移入が主と考えられる。県南及びいわき方部は八溝山系の個体群の移入の進行、県北地域は東北自動車道以西のエリアで会津地域のシカ生息域に接していることに加え、宮城県南部の個体群は県北及び相双方部へ分布拡大しているものと推測される。

また、侵入初期段階であることからメス個体の定着・繁殖を防ぐことが重要であり、極めて生息密度が低い状態であるから、有害による捕獲の推進を図るとともに、目撃情報や生息情報等の把握及びシカ被害や対策に関する普及に努める。

生息監視エリアAは過去の調査による糞塊が確認されている地点や令和2年度から令和6年度における捕獲実績の有無を基に以下の26市町村とする。

- ・福島市
- ・伊達市
- ・国見町
- ・桑折町
- ・川俣町
- ・二本松市
- ・大玉村
- ・本宮市
- ・郡山市（東北自動車道以東）
- ・須賀川市（東北自動車道以東）
- ・鏡石町
- ・三春町
- ・小野町
- ・玉川村
- ・平田村
- ・石川町
- ・浅川町
- ・古殿町
- ・矢吹町
- ・中島村
- ・鮫川村
- ・湯川村
- ・新地町
- ・相馬市
- ・飯館村
- ・いわき市

#### ⑤ 生息監視エリアB

生息監視エリアBは過去の糞塊調査等からは生息が確認されておらず、令和2年度から令和6年度における捕獲実績もない。調査結果や目撃情報等の情報収集を積極的に行い、シカ個体の移入を初期段階で検知し、生息状況の変化に合わせて管理対策レベルを引き上げることができるようシカ被害や対策に関する普及を推進する。

生息監視エリアBは以下の10市町村とする。

- ・田村市
- ・南相馬市
- ・浪江町
- ・葛尾村
- ・双葉町
- ・大熊町
- ・川内村
- ・富岡町
- ・楡葉町
- ・広野町

なお、帰還困難区域については、今後シカの分布域拡大も予想されるが、福島県ニホンジカ管理計画で定める管理区域の対象外とし、当該区域のシカ管理については、環境省や研究機関の調査による生息状況を鑑みつつ関係機関との協議に従い適切に協力していく。

また、八溝山周辺地域については、福島茨城栃木連携捕獲協議会により生息状況調査や捕獲業務を実施する。

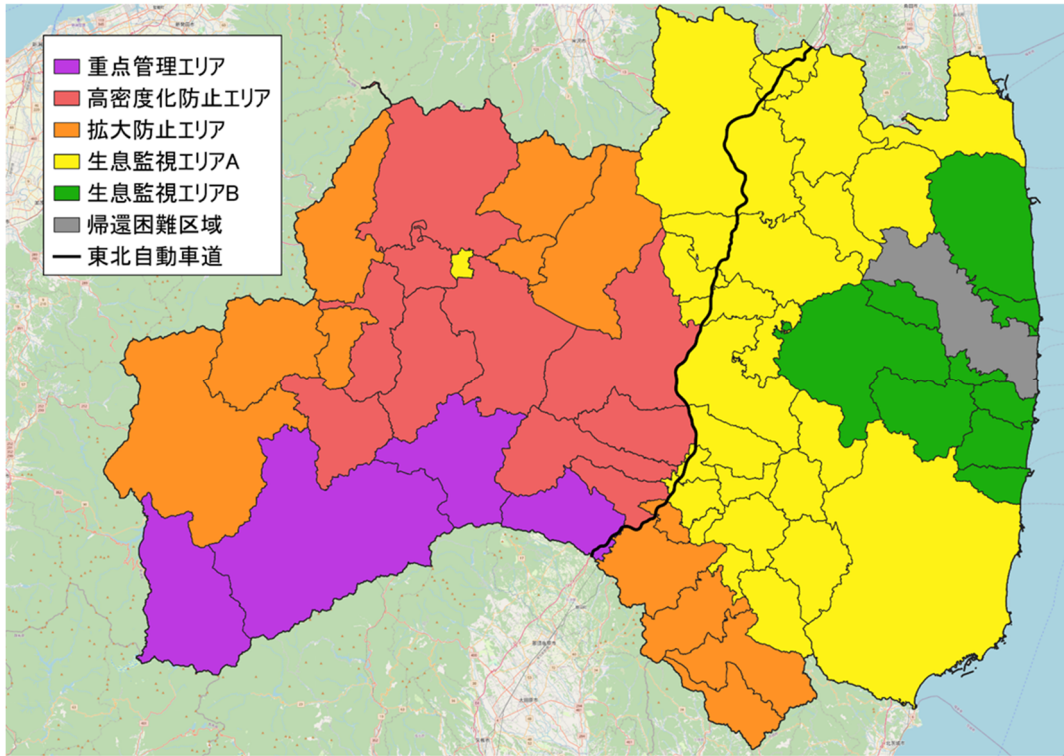


図8 再編した管理区域分類

出典：令和7年度シカ管理計画におけるランドデザイン設計業務報告書

また、本県におけるシカの生息状況は全県一様ではなく、捕獲数や目撃・痕跡等が地域によって異なってくることから、各管理区域の実態及び分布管理を推進するため以下のとおり、地域の実情に応じた順応的管理を講じていく。

管理区域	生息状況	目標	対策
重点管理 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体数の多い状態が継続し、最も高密度化が進行しており、積極的な捕獲による個体数管理を要する</li> <li>・ 生息密度が目標値よりも高く増加傾向 (2.5 頭/k㎡以上) ※捕獲の更なる強化及び捕獲強化継続地域が多い</li> <li>・ 被害が恒常的に発生、深刻化リスクが最も高い</li> <li>・ 近隣県からの個体侵入の更なる増加が危惧される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲目標年間 2,200 頭以上</li> <li>・ 早急な個体数低減</li> <li>・ 平均生息密度 2.5 頭/k㎡以下、平均変化量 0 以下</li> <li>・ 被害の軽減</li> <li>・ 越冬地の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先的な捕獲対策の強化</li> <li>・ 継続した捕獲の強化</li> <li>・ 農地周辺の定着解消</li> <li>・ 対象者（行政職員、捕獲従事者）ごとの研修会</li> <li>・ 近隣県との情報共有及び連携</li> </ul>
高密度化 防止エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定着が進み、加速的に個体数が増加し、急増地域も発生</li> <li>・ 生息密度は 2.5 頭/k㎡より低い、予防的な対策が必要</li> <li>・ 被害の増加が懸念される</li> <li>・ 一部の地域で近隣県からの個体侵入の増加が危惧される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲目標年間 880 頭以上</li> <li>・ 早急な個体数低減</li> <li>・ 平均変化量 0.5 以下</li> <li>・ 被害の軽減</li> <li>・ 越冬地の把握</li> <li>・ 生息域の拡大防止</li> <li>・ 被害の拡大防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲の強化</li> <li>・ 農地周辺の定着解消</li> <li>・ 被害への早急対応</li> <li>・ 対象者（行政職員、捕獲従事者）ごとの研修会</li> </ul>
拡大防止 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定着が進み、徐々に個体数が増加している</li> <li>・ 被害も局所的に増加傾向</li> <li>・ 生息密度は 1 頭/k㎡より低い、予防的な対策が必要</li> <li>・ 一部の地域で隣接県からの個体が侵入する恐れがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲目標年間 420 頭以上</li> <li>・ 個体数低減</li> <li>・ 平均変化量 0.5 以下</li> <li>・ 生息域の拡大防止</li> <li>・ 被害の拡大防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲の強化</li> <li>・ 被害への早急対応</li> <li>・ 対象者（行政職員、捕獲従事者）ごとの研修会</li> </ul>
生息監視 エリア A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目撃／捕獲情報があり、個体数の増加が懸念される</li> <li>・ 一部の地域で隣接県からの個体が侵入する恐れがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定着防止における捕獲 ※先駆個体の捕獲 等</li> <li>・ 被害の発生防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲の強化</li> <li>・ 早期発見と早期対応</li> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 対策意識の醸成を目的とした研修会</li> </ul>
生息監視 エリア B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目撃情報が寄せられ始めている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定着防止</li> <li>・ 被害の発生防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期発見と早期対応</li> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 対策意識の醸成を目的とした研修会</li> </ul>

## 10 目標を達成するための施策の基本的考え方

シカの管理にあたっては、まず状況を把握し、その状況に合わせた対策を実施していくことが重要である。そのため、モニタリングによる情報収集を強化し、対策の効果検証を行いながら、軌道修正を図っていかなくてはならない（リスクマネジメントに基づく予防的管理の実施）。

また、本計画の目的である「個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じ、シカの生息密度を低減させ、その影響をできるかぎり小さく抑制的に維持する」ためには、「生息環境管理」「被害防除対策」「個体群管理」の3つを総合的に組み合わせ実施することが必要である。対策の実施は、個人個人が実施することはもちろんだが、広域的な移動をするシカは、県及び関係市町村が情報共有・連携を行いながら、効率的な捕獲及び被害防除対策を実施する必要がある。さらに限られた労力で効果的に対策を実施し、生息数、生息密度の低減及び生息域の拡大抑制をしていかなければならない。

以上を踏まえ、今期計画では、「個体群管理（捕獲）」「生息環境管理」「被害防除対策」「人材の確保、育成」「情報管理」の5つを柱とし、地域の状況に合わせた対策を講じていくことで目標達成を目指す（図9）。

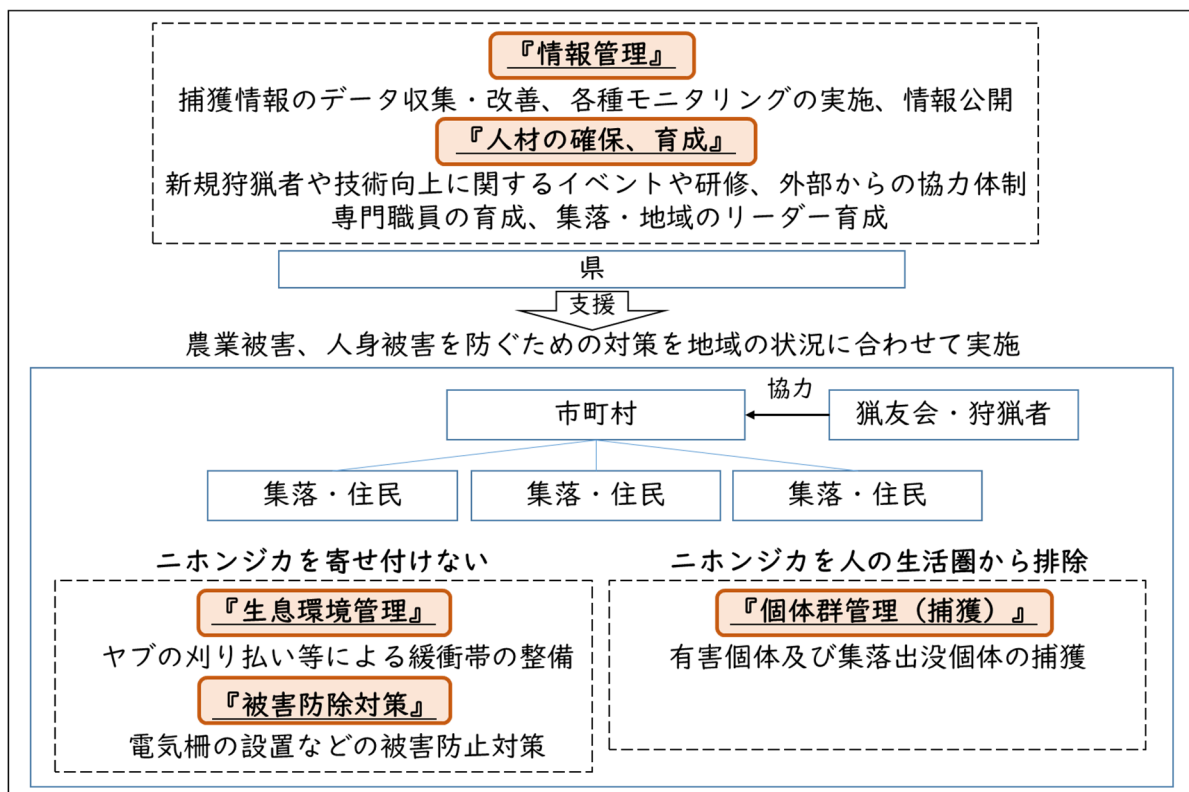


図9 対策の実施イメージ図

### (1) リスクマネジメントに基づく予防的管理の実施

西日本や北海道の現状を踏まえれば、シカの増加の勢いは非常に早く、一旦、増加してしまえば対策にかかる費用が莫大になる。本県ではシカの進出は既に拡大時期に移行していることから、リスクマネジメントに基づく予防的観点から、スピード感のある早急な管理を推進していく。これまでの順応的管理の概念であるPDCAサイクルの4フェーズをさらに細分化したDefine（問題明確化）、Design（施策設計）、Implement（施策の実行）、Monitor（調査）、

Evaluate（評価）、Adjust（改善）の6つのフェーズで構成し、当初の予測と異なる事態が生じることを想定し、常にモニタリングと効果検証を行いながら得られた結果に施策設計を適合させていくフィードバック管理を必須にし、こまめな計画修正を行う（図10）。

※PDCA

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

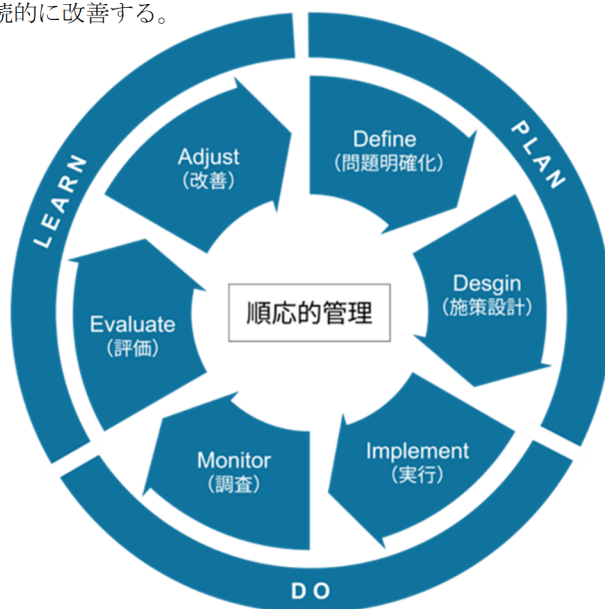


図10 順応的 management の概念図

出典：令和7年度シカ管理計画におけるランドデザイン設計業務報告書

## (2) 生息密度に応じた管理

本県ではシカの生息域、生息密度及び捕獲数が増加しているが、地域によりシカの生息密度が異なるため、シカの密度の変化を季節的、年次的にモニタリングしながら、密度に適した手法を選択的に組み合わせて、捕獲、被害防止対策、生息環境管理を実施する。

併せて、捕獲従事者から得られる捕獲情報（出猟カレンダー等）は、シカの捕獲効率から概ねの生息頭数密度を推計することができ、捕獲努力量のデータ精度を向上させることでメッシュごとの経年変化、今後の拡大予測、集中的に対策すべき地域が得られることから、早急に捕獲情報のデータの収集・改善を図る。

また、シカの密度の高まりを早期に的確に把握するために、シカの食圧の影響を受けやすい指標植物を設定して、その推移を観察していく方法がもっとも有効である。したがって、県内の植生調査を行い、指標植物を抽出して、シカによる影響を監視していく。シカの嗜好性に関しては地域差があるが、他県の事例からすると、特にシカが好むササ類の健全度を調査することを重視する。

それ以外にも、地域の情報を得るために、出来るだけ多くの箇所での採食痕、糞塊等の多くの情報を集めるとともに、農林事務所、猟友会、農協、市町村等へのアンケート調査を行うほか、ベテラン猟師等からかつて狩猟をしていた猟場等の情報を集め、よりの確な対策へとつなげていく。

### (3) 分野横断的広域連携

本県へのシカの進出は、隣県におけるシカの増加によるものであることから、シカの季節移動等の行動特性を把握した効果的な管理の実施が必要とされる。したがって、農林水産部局との被害防止に向けた連携体制や隣県との広域一体的な管理の実施に向けて、広域協議の体制が必要である。また、主たる森林の核心地域は国有林あるいは国立公園地域に指定されていることから、林野庁、環境省等国の機関との連携が必要である。

本県は、シカがほとんど生息しない条件下で、農林業が行われ、生態系が成立してきた地域であるが、関東以西の森林の現状をみると、山の関係者が森林の変化に気づいた時点から10年以内に森林は破壊されており、森林管理とシカ管理を一体的に行っていかなければならない。また、林業における伐採跡地や、人工的な草地（牧場、スキー場等）が、シカの採食地となり、増殖に強く影響している実態があることから、そうした環境へのシカの侵入防止や、そこでの効果的捕獲等、管理の工夫が必要となっている。そのため、関係する林政、農政分野との連携が不可欠である。

## 1.1 目標達成のための施策

### (1) 個体群管理（捕獲）

#### ① 有害捕獲

市町村は、各種補助事業の有効活用により、人材の確保及び捕獲機材等の整備を進め、許可捕獲の実施体制の推進を図る。

また、拡大最前線地域においては、目的別に応じた有害捕獲を推進し、個体数の増加及び拡大を防止する。

#### ② 個体数調整捕獲

個体数調整捕獲を行う市町村は、捕獲を含む対策の目標を設定した実施計画を予め策定し、県と協議の上実施するものとする。捕獲の上限は設けないこととするが、適宜、対策の効果を検証するものとする。

#### ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

管理の目標を達成するため、市町村が被害対策として実施する捕獲事業に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を必要に応じて計画的に実施することとし、その内容については別途定めるものとする。

#### ④ 狩猟による捕獲推進

##### ア 狩猟期間延長

捕獲圧を高め、生息密度を低減し、目標捕獲頭数を達成するため、11月15日から翌年2月15日までの狩猟期間を1ヶ月延長し、11月15日から翌年3月15日までとする。

##### イ 捕獲頭数上限の解除

県内全域において、オス・メスともに制限なしとする。

なお、シカは一夫多妻のためオスが減っても繁殖に影響がないため、生息数の減少に効果のあるメスを優先的に捕獲するよう努めるものとし、捕獲従事者への周知を徹底する。

#### ⑤ 鳥獣保護区における捕獲

鳥獣保護区は多様な生物の生息を守るため、狩猟期間の捕獲を禁止する地域であるが、

鳥獣保護区に生息するシカによりその森林に強い影響が出ることが予想される場合、あるいは近隣地域に甚大な農業被害等が発生する等、被害防除等の対策を実施しても被害を軽減することが困難な場合には、鳥獣保護区においてもシカの許可捕獲を実施する。

鳥獣保護区はシカ以外の多様な生物の生息地となっていることを考慮し、鳥類の繁殖時期については銃猟の許可を見合わせることや、希少な野生鳥獣が生息している場合には、錯誤捕獲を防止するためにくくりわなを用いること及び犬を用いることの制限や規制を検討する。

⑥ 希少な自然植生の保全のための捕獲

特に希少な自然植生として保護すべき地域においては、シカの個体数の調整を目的とした捕獲を実施して生息密度の低減を図る。これにより、希少な植物群落の保全を推進する。

(2) 生息環境管理

① 農地等への出没抑制

シカを含め野生鳥獣との棲み分けを図るため、関係機関が連携して、適切な森林管理や耕作放棄地等の拡大防止に努める。

特に、シカが生息する山林と農地との間に、身を隠すことのできない見通しの良い緩衝帯を設置するなど、人とシカの棲み分けを進めることが重要であることから、シカの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを推進する。

② 人工的な採食地の管理

森林の伐採跡地、耕作放棄地（放射能汚染地域の放棄地を含む）、人工的な草地（牧草地、スキー場等）は、効果的なシカの採食地となり、随時、栄養を供給し、繁殖力を高めてシカの増加につながっていく。したがって、こうした環境では、食物供給が持続できないように柵で囲うか、捕獲を実施するといった対策を推進する。

(3) 被害防除対策

① 防護柵の設置・点検・改善

各種補助事業を活用し、効率的に農地を防護できる防護柵の設置を推進する。特に、シカは広域的に移動するため、計画的な防護柵の設置が必要であることから、市町村等と連携を進める。また防護柵の防除効果を高めるため、定期的な点検を実施する。

② 林業被害対策の推進

シカの被害の軽減を図るため、新植地での防護柵の設置や積極的な捕獲、樹木の樹皮剥ぎ防止対策などを推進する。

③ 自然環境被害対策の推進

下層植生調査等によるシカの食害状況を調査し、被害を受けている場所において、関係機関等が連携して捕獲圧を高め、個体数低減に努めるとともに、目撃情報や被害情報の収集を継続し、植生への被害を防止する。

(4) 人材の確保、育成

① 捕獲者の確保・育成

ア 狩猟免許試験、免許更洗手続



令和6年度までは年間5回のわな及び銃猟に係る狩猟免許試験を実施していたが、開催地や内容等の見直しを図り、令和7年度からは年間3回としたが受験者数に大きな減少は見られなかった。今後も受験者の動向に合わせ、開催地及び回数を検討することとし、狩猟免許試験、免許更新手続を行いやすくするため、開催時期や曜日についても検討する。

#### イ 助成

狩猟事故防止・安全管理事業、狩猟免許試験（初心者）講習会事業、第一種銃猟免許、網猟免許、わな猟免許を新規取得した者に対する費用の一部補助等により農林業者や若年層の狩猟免許取得を促進し、狩猟後継者の確保を図る。

#### ウ 研修

技量の高い県内外狩猟者等の協力を得て捕獲技術に関する技術研修会や、県猟友会従事者への普及啓発、外部講師による講習会を行う等人材育成に努める。

抑制対策において、捕獲効率を考慮し全頭をわなによる捕獲と仮定した場合、1メッシュあたり150基のわなを150日間設置し、捕獲圧を掛けることで年間目標捕獲数を達成することができる試算結果であった。拡大するシカの個体数を管理していくためには、ICT機器の活用や広域管理体制の実施により、1人または組織で31基以上のわなを管理していく捕獲技術や体制の構築を目標に取り組んでいく。

#### エ 狩猟者減少地域に対する方策

狩猟者が減少し、今後の捕獲が困難となることが予測されることから、狩猟者確保に向けたイベントや講習会などの魅力発信を行いながら興味・関心を持つ人材の確保に努めるとともに、助成により狩猟者を確保すること、他地域の狩猟者の協力を得ること等、現在の狩猟者の技能、知識が後継者に円滑に移行される方策を検討する。

### ② 専門的知識を有する人材の確保・育成

シカの個体数を管理しつつ農林業被害を防止するための3つの対策、生息環境管理、被害防除対策及び個体数管理に精通した人材の確保、育成に努めることとする。

また、被害対策を実施する上で必要になることは、地域の特性に沿った対策の実施である。地域によって地理的条件等が違うことはもちろんのこと、生息状況や被害状況も異なる中で、地域の実情に応じた総合的な対策を進めるためには、地域に密着したコーディネーターの役割を果たす専門職員の配置や、その育成が重要である。

県では市町村等に専門的知識を有した「鳥獣被害対策市町村専門職員」を配置し、育成するモデル的な実証の取り組みを支援しており、これにより地域に密着した被害対策を実施できる人材育成に努めている。鳥獣被害対策市町村専門職員が地域の現地指導等を実施することで、地元狩猟者のシカ捕獲技術や被害対策への意識向上を図り、狩猟者の確保・育成を推進する。

また、集落や地域ぐるみの効果的な対策を推進するため、県は市町村と連携し、地域住民や市町村職員等を対象に集落や地域のリーダー育成研修会を開催することで集落や地域で中心となって取り組む人材を育成する。

以下に示す研修会の開催等により被害防除対策等について、技術的指導ができる人材の育成に努める。

- ・各市町村共通の課題を話し合うグループワークや専門職員同士の意見交換を行う集合研修

- ・市町村それぞれの課題や専門職員・リーダー個人のスキルアップに対応する個別研修

## (5) 情報管理

### ① モニタリング

本計画を実効性の高いものとするためには、モニタリング調査等により、その生息情報、捕獲情報、被害情報等を収集し、その結果を客観的に評価し、戦略・戦術を立て、対策に反映（フィードバック）することが重要である。モニタリング調査及びフィードバック管理の流れについては、下記の実施体制図によるものとする（図 11）。

なお、県においては、毎年モニタリング調査を実施し（表 4）、保護管理検討会において計画を評価し、必要であれば管理計画の見直しを行う（図 12）。

また、市町村においては、住民や集落から得られたシカに関する生息情報を基に、毎年、対策を評価して実施計画に記載する目標を見直すものとする。

#### ア 捕獲情報等のデータ収集・改善

##### (1) 目的

シカを捕獲することは、捕獲位置情報や獲った個体の情報（成獣、幼獣、雌雄）、さらには捕獲にかけた努力量あたりの捕獲数（CPUE）あるいは目撃数（SPUE）など、狩猟実績／出猟から得られる捕獲効率は、生息数の推定や地域的な捕獲目標の設定にあたり必要不可欠の情報である。

##### (2) 実施方法

指定管理鳥獣捕獲等事業や有害捕獲は福島県の総捕獲頭数の 8 割以上を占めていることから、狩猟実績の回収方法の見直しや改善を随時検討する。その収集、精度、蓄積、解析を安定して遂行できる体制づくりを整備し、毎年の指標として活用する。

#### イ シカの密度調査

##### (1) 目的

シカの個体数及び生息拡大を抑制し低密度で維持するために、県内の毎年の捕獲目標頭数を設定する必要があることから、個体数（密度）調査を実施する。

##### (2) 実施方法

###### (一) 密度調査

糞塊法等の密度調査を継続的に実施する。

###### (二) その他調査

糞塊法等の密度調査を軸に実施していくが、シカが低密度地域や人工的な草地などで生息している環境下においては、必ずしも糞塊法のみで補完できるものではない。そのため、生息環境に応じた生態学的モニタリング手法（カメラトラップ調査や咆哮調査等）や指定管理鳥獣捕獲等事業等における捕獲努力量調査（CPUE、SPUE の把握）も検討する。

#### ウ 森林環境への影響調査

##### (1) 目的

積雪地帯のシカは数十kmもの季節移動をすることが知られており、秋冬に限定して実施される個体数（密度）調査の結果は、植生に影響を与える時期（主に夏期）の生息密度を予測するものではない。現在、シカの生息が低密度下にある状況の植生状況

を調査することで、今後、食害が発生した場合において対策の方向性を示す基礎資料とする。したがって、地点ごとのシカの影響を素早く読み取り、効果的な対策につなげることを目的として、植物群落の変化を読み取る調査を実施する。

(2) 実施方法

- (一) 現時点の植物群落の情報を調査して、植物群落の構成種や被度等の基準情報を設定する。
- (二) 群落調査の調査地点は、環境省植生図の調査地点を活用する。
- (三) 地域区分ごとに、シカの食圧による影響感度の高い指標種を選択して、変化の現象を読み取る（樹皮剥ぎ、ササの衰退等）。

なお、県では尾瀬国立公園などの国立公園を有し、また、森林面積の約42%が国有林となっており、これらの地域については環境省や林野庁と連携を図りながら取組を進める。

エ 集落アンケート調査

(1) 目的

地区区長等を対象としたシカによる被害状況、対策状況等についてのアンケート調査（集落アンケート）を、計画見直しのタイミングに合わせて実施し、目標達成を判断する指標の一つとして活用する。

(2) 実施方法

管理計画期間内に実施する。なお、生息密度の増加や生息域の拡大する急増期に入っていることから、実施時期・回数に関しては適宜検討を行う。

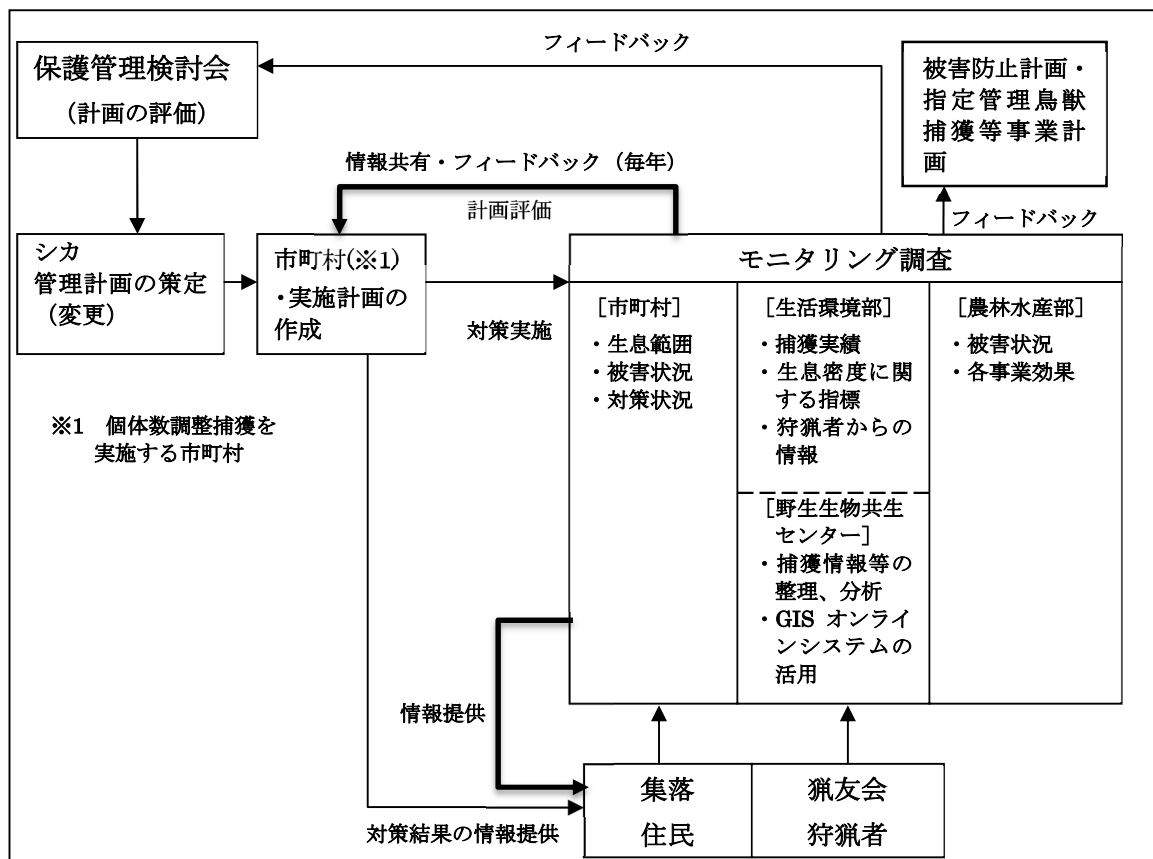


図 11 モニタリング調査及び対策評価の実施体制図

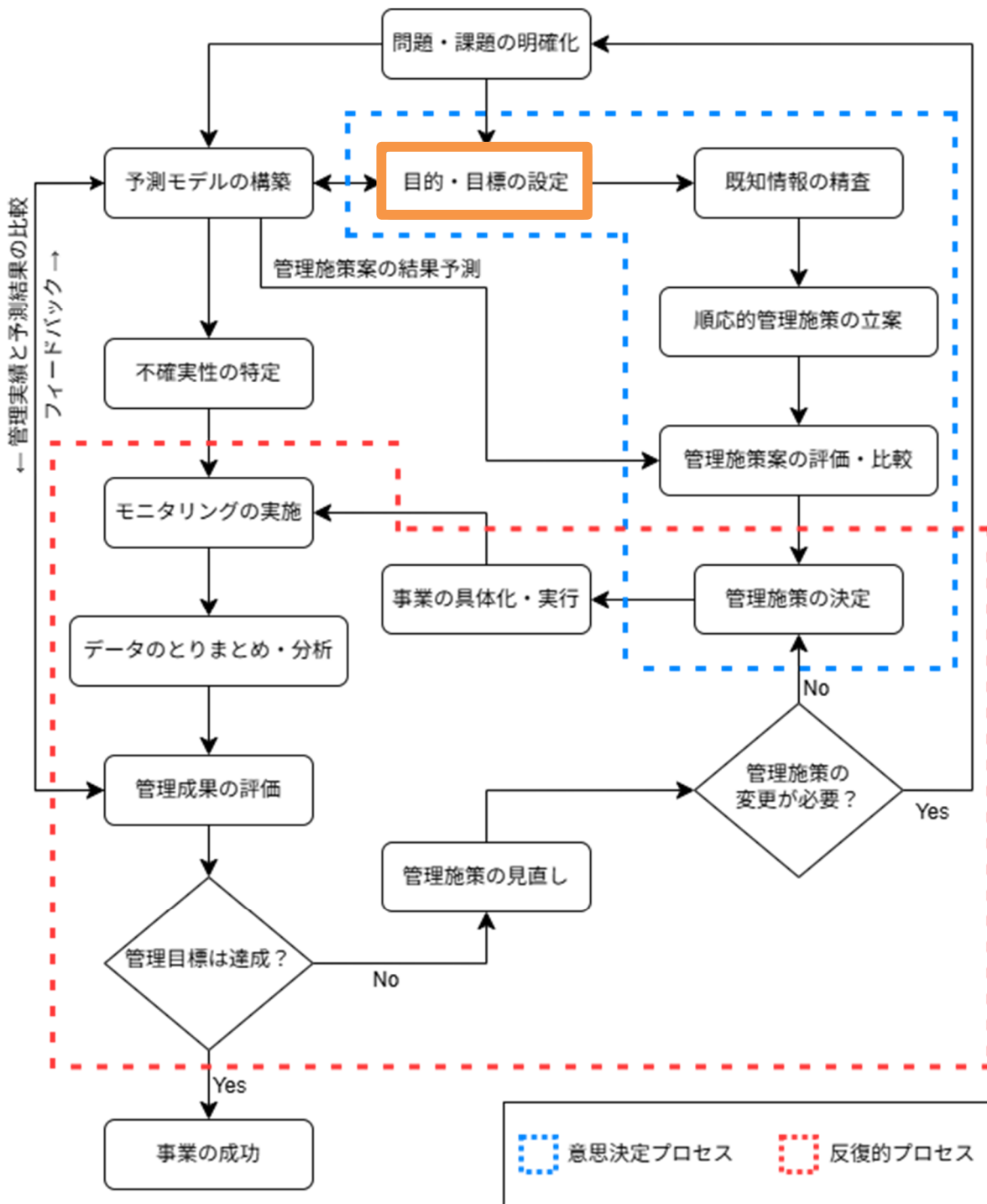


図 12 管理計画における順応的管理におけるフローチャート図

出典：令和 7 年度シカ管理計画におけるランドデザイン設計業務報告書

表4 モニタリング計画

目的	調査手法	備考等
生息密度調査による生息数の把握	糞塊法	生息域の調査、生息密度指標に活用する。
	捕獲効率（CPUE）の把握	相対的な生息密度指標の比較ができる。
	目撃効率（SPUE）の把握	〃
監視の強化	監視員の配置	現行の鳥獣保護管理員等による監視体制。
	センサーカメラ	データの回収により生息情報を収集する。
	狩猟数、捕獲場所の図化	捕獲場所、捕獲数の可視化による実態の把握。
	連携に向けた情報のデジタル化	スマートフォン等を利用した、目撃情報等の可視化による被害防除、捕獲効率向上。
	目撃情報、被害状況の可視化	
自然環境への被害の状況把握	森林・植生の状況調査	シカの採食痕を監視する等、各地域の被害状況を把握するため現地調査を行う。
	湿原等・観光資源の状況調査	生物多様性保全に向けた湿原等の観光資源における被害状況を把握するため調査を行う。
農林業被害の状況把握	アンケート調査	農林事務所、猟友会、市町村、各地の区長、農協等の個人や機関からの情報を把握する。

※糞塊法

山の尾根上に5km程度を目安とした踏査ルートを設け、ルートの左右1m幅の範囲でシカの糞塊を探しながらゆっくりと歩いて行く方法。直接目視した場合は記録する。糞塊数から環境影響等を考慮し、密度を推定する。

※捕獲効率（CPUE）

延べ出猟人日数あたりの捕獲数（狩猟者が1人1日あたりに捕獲したシカの頭数）

※目撃効率（SPUE）

延べ出猟人日数あたりの目撃数（狩猟者が1人1日あたりに目撃したシカの頭数）

## ② 情報共有及び提供

### ア 関係機関への情報共有・提供

順応的管理を実施していくためには、関係機関との分野横断的広域連携が必要不可欠である。本県に生息するシカは、隣県などの越冬地へ季節移動を行うことが確認されており、地域的・季節的な生息密度の変動が激しい動物であるため、各関係機関が実施している調査結果を集約し、最新の生息分布等の情報を共有しながら対策を講じていく。

### イ 県民向けの情報提供（発信）

シカは、他の獣種と比べると被害の識別が難しいため、顕在化した被害が出るころには農作物被害や林床植生の減少や樹木の衰退による土砂崩落の発生が懸念される。特に拡大最前線地域においては、捕獲に向けた地元住民の認識を持ってもらうことが重要であることから、県民に対して生息状況や被害状況等に関する情報発信を行い、意識醸成を図る。

## 1.2 その他

### (1) 計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠である。そのため、県及び市町村の行政機関、猟友会、農林業団体等の関係機関が相互に連携・協力して各施策を推進することとする。

なお、連携の概略については別紙2の実施体制の概略図によるものとする。

### (2) 県民及び狩猟者への普及啓発

#### ① 錯誤捕獲の防止

捕獲圧の強化等に伴い、シカ以外の鳥獣（とくにクマ、カモシカ）について錯誤捕獲の発生が高まる可能性がある。錯誤捕獲が生じた場合には放獣が原則となるが、そもそも錯誤捕獲が生じないように、錯誤捕獲を防止したくくりわな（錯誤捕獲防止器具）を推奨していく。また、錯誤捕獲の可能性が高い時期及び地域についてはわなの設置等を控えるなどの対応が必要である。なお、錯誤捕獲が発生した場合には、再発防止に役立てるため、錯誤捕獲の発生状況についての情報を収集していく。

併せて、錯誤捕獲に対する準備/対応については、従事者の育成と同様に人の手配までを考えた体制づくりや対応マニュアルの作成など、福島県野生鳥獣保護管理検討会（事項別検討会（ツキノワグマ））において検討していく。

#### ② 狩猟期間延長に伴う事故・違反の防止

狩猟期間の延長に伴う事故・違反の防止を図るため、狩猟者に対して安全な狩猟や狩猟マナーの向上についての研修やきめ細かい指導を行うとともに、警察と連携して取締を実施する必要がある。また、地域住民やハイカー、農林業関係者等にも、広く注意喚起を促すことも重要である。

#### ③ 捕獲の必要性、緊急性の理解

本県も他県と同じように自然環境や農林業への被害が発生する恐れがあり、被害を未然に防止するため、積極的にシカを捕獲することについて、県民にPRし理解を求める必要がある。

#### ④ 人身被害の防止

シカの生息数、生息密度の増加及び生息域の拡大に伴い、人身被害や交通事故の増加が懸念される。県及び市町村においては、シカは夕方から早朝にかけて行動が活発になることから、この時間帯にオートバイ等で走行する際には、シカとの接触を避けるために関係者への通知やホームページ等により注意喚起を行う。

#### (3) 放射性物質のモニタリング

本県においては、平成 23 年 10 月から、クマ、イノシシなど、食用に供されることの多い狩猟鳥獣を対象に、放射性物質濃度を測定し、毎月、県のホームページで調査結果を公表している。このモニタリング調査の結果に基づき、国が原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づき、平成 23 年 11 月から順次地区ごとに出荷制限等を指示し、令和 7 年 10 月に国からニホンジカの出荷制限が県内全域に指示された。

今後とも捕獲個体の放射性物質のモニタリングを続け、その推移を見極めつつ、出荷制限の解除及び食肉（ジビエ）、革製品等としての利活用等の方法を検討する必要がある。

# 別紙1 シカ捕獲目標について

## 【個体数管理のための試算】

推定生息数の考え方 (試算) 目標生息数に至る捕獲数の試算

**【推定生息数の考え方】**  
 令和6、7年度に実施した階層ベイズ法を用いた個体数推定の結果を基準に、目標生息数に至る捕獲数の試算を行った。また、自然増加率については、新たな再編した管理区域ごとに生息数及び生息密度が異なり、低密度区域ほど増加率が大きくなる。そのため、全区域の自然増加率加重平均を参照した。

○令和6年度の推定個体数  
 ・捕獲実施前 13,295頭  
 ・10月末から11月時点 11,672頭  
 ・捕獲実施後 9,823頭

○自然増加率  
 ・全区域 1.32

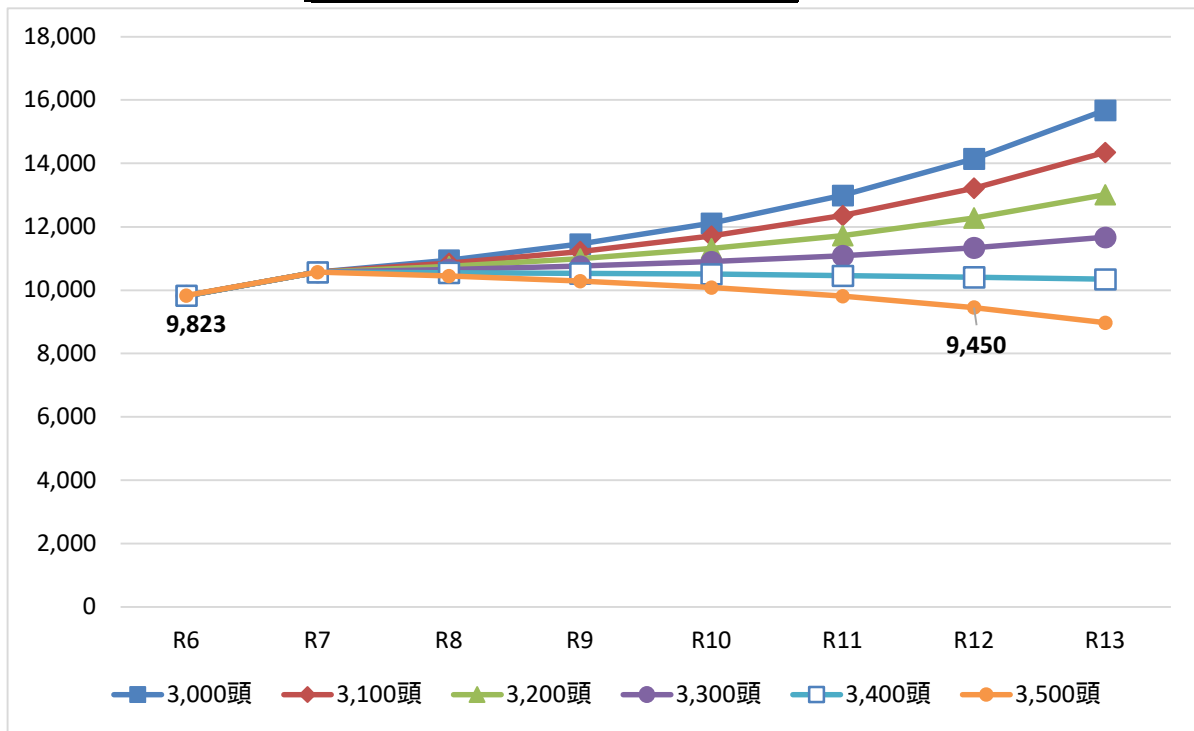
### (試算)目標生息数に至る捕獲数の試算

推定生息数の考え方から、令和6年度の捕獲実施後の推定個体数9,823頭を基準とし、シミュレーションを実施。令和7年度の捕獲数を、2,400頭とする。※令和2～6年度の捕獲頭数の平均  
 令和8年度以降の捕獲数を変えて計算し、減少傾向に転じる捕獲数を試算した。

#### 生息数シミュレーション

捕獲頭数	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
2,400頭	9,823	10,570	11,550	12,850	14,560	16,820	19,800	23,740
3,000頭	9,823	10,570	10,950	11,450	12,110	12,990	14,150	15,680
3,100頭	9,823	10,570	10,850	11,220	11,710	12,360	13,220	14,350
3,200頭	9,823	10,570	10,750	10,990	11,310	11,730	12,280	13,010
3,300頭	9,823	10,570	10,650	10,760	10,900	11,090	11,340	11,670
3,400頭	9,823	10,570	10,550	10,530	10,500	10,460	10,410	10,340
3,500頭	9,823	10,570	10,450	10,290	10,080	9,810	9,450	8,970

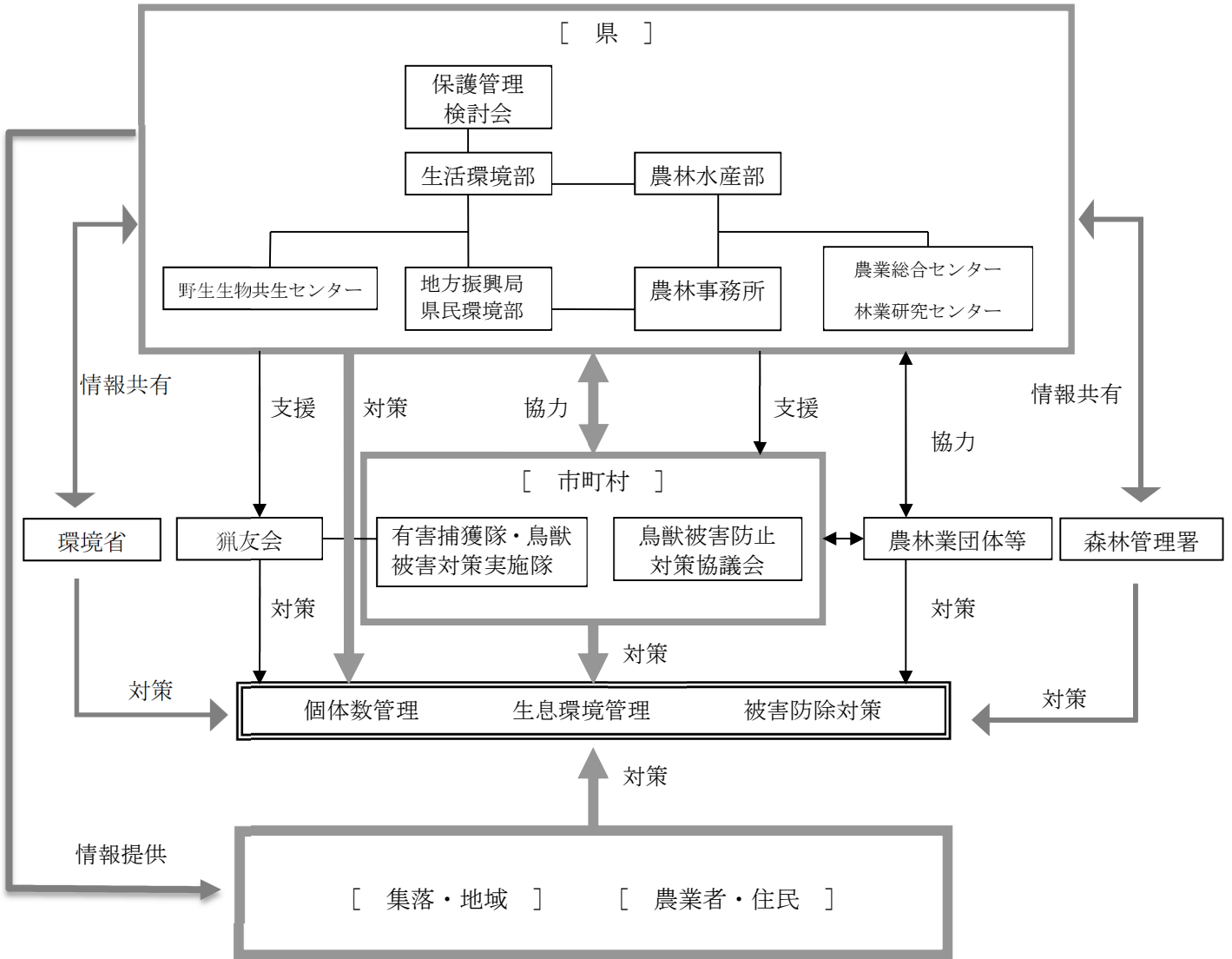
※年間2,400頭を捕獲した場合



年間3,500頭捕獲した場合は、徐々に減少傾向に転じる。



【実施体制の概略図】



※各機関の役割については、次項の【シカの管理に関する関係機関の役割】を参照

## [シカの管理に関する関係機関の役割]

### ◎県の役割

(生活環境部〔自然保護課〕) → **個体群管理**、**被害防除対策**、**人材の確保、育成**、**情報管理**

- ・鳥獣保護法に基づく鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画等の策定
- ・保護管理検討会及びモニタリング調査に基づく計画の見直し
- ・狩猟者の支援（猟友会による講習会の開催支援等）
- ・鳥獣保護区等の指定及び管理
- ・市町村の実施計画策定支援
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

#### <振興局の主な取り組み>

- ・市町村間の調整、農林事務所との連携
- ・市町村に対する助言・指導
- ・有害捕獲許可

#### <野生生物共生センターの主な取り組み>

- ・捕獲情報等の整理、分析
- ・GIS オンラインシステムの活用

(農林水産部) → **被害防除対策**、**生息環境管理**、**人材の確保、育成**

- ・市町村に対する技術的支援
- ・農業者（地域住民）に対する対策技術等の情報提供及び指導
- ・新たな被害防止技術の研究・開発
- ・被害防止対策関連事業の実施
- ・技術指導者の育成

#### <農林事務所の主な取り組み>

- ・地域ぐるみの被害防止体制づくりと地域の実情に応じた適切な被害防止対策
- ・鳥獣被害防止に係る事業を有効に活用した総合的な対策の推進
- ・市町村間の調整、地方振興局との連携、農業者への支援
- ・市町村に対する助言・指導
- ・管内の農作物被害の情報収集及び情報発信

◎市町村の役割 → **個体群管理**、**被害防除対策**、**生息環境管理**、**人材の確保、育成**

- ・市町村保護管理事業実施計画、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定
- ・鳥獣害の基本的対策の啓発
- ・市町村等の地域鳥獣害対策協議会の運営
- ・住民に対する情報提供及び指導
- ・被害防止対策関連事業の実施
- ・鳥獣被害対策実施隊の設置
- ・捕獲隊・鳥獣被害対策実施隊等による有害捕獲、個体数調整捕獲の実施
- ・個体数調整捕獲許可（個体数調整捕獲を行う市町村は予め実施計画を策定する）